

創業録画配信講座

〈特定創業支援等事業 対象講座〉



本講座について

- 本講座の内容は、2024年1月時点の情報となります。
- 講座内容に関するご質問はEメール、弊社ホームページお問合せフォームにて承ります（お問合せ先は講座終了後に掲載いたします）。
- 本講座の内容及び資料の著作権は、公益財団法人世田谷区産業振興公社に帰属いたします。
- 本講座の録画・録音・撮影・スクリーンショット、講座資料の無断転用・無断転載等は禁止とさせていただきますのでご理解ください。

特定創業支援等事業の優遇措置を希望される場合

- 本講座は、特定創業支援等事業の対象講座です。
(区分: ワンストップ相談窓口)
- 全4回の講座受講後、以下2点のいずれかに該当する方は、様々な優遇措置に活用することができる証明書を発行することができます。
(証明書発行は世田谷区)

証明書発行対象者

- ① 事業を営んでいない個人で6か月以内に創業する具体的な計画を有する方
- ② 個人事業主として創業して5年未満の方

※既に法人を設立されている方は、対象とならない可能性があります。

特定創業支援等事業の優遇措置を希望される場合

- 受講終了後、アンケートの回答をお願いします。
※特定創業支援等事業の受講実績とするためには、アンケートの回答が必須となります。
※アンケートフォームのURLは、講座動画のURLとあわせて送付しております。
- 交付された証明書を各機関（法務局、保証協会等）の手続き時に活用することで優遇措置が受けられます。優遇措置の詳細については、各機関へお問い合わせください。

それでは講座を開始いたします。